

令和7年度高知県公立小・中学校（義務教育学校及び高知市立高知特別支援学校を含む。） 及び高知県立学校（高知商業高等学校定時制を含む。）教頭任用候補者選考審査における 県民による志願者の推薦に関する取扱要領

1 趣旨

教育に対する識見と情熱を有し、学校・家庭・地域の連携を図りながら、教職員と一体となつて学校経営に取り組むことのできる優れた人物を教頭に登用するため、広く県民から教頭候補者の推薦を求め、適任者の選考審査受審の拡大につなげることを目的とします。

2 推薦者の資格

高知県内に在住し、令和6年4月1日現在の年齢が20歳以上の方とします。

推薦者及び推薦される者(被推薦者)は、それぞれ二親等内の親族関係にない方です。二親等内の親族を推薦することはできません。

3 推薦の対象者

推薦の対象者は、次のとおりです。

次の(1)の①から⑤までのいずれかに該当する者（高知県教育委員会が任命権者として公立学校教職員に採用した者に限り、再任用職員を除く。）であつて、次の(2)の①又は②のいずれかに該当するもの（令和7年4月1日現在の年齢が小・中学校を受審する者にあつては38歳以上、県立学校を受審する者にあつては43歳以上に限る。）とする。

(1) 対象者

- ① 高知県内の公立学校の指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員その他の学校に置かれる職に在る者（国立大学法人高知大学の附属学校園にあつては教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他の高知県教育長が認める職に在る者とし、県外人事交流及び在外教育施設派遣中の者を含む。）
- ② 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関（学校を除く。以下同じ。）又は文部科学省が所管する独立行政法人若しくは当該独立行政法人が設置した施設（国立室戸青少年自然の家、国立大洲青少年交流の家その他の施設をいう。）（以下「独立行政法人等」という。）に勤務する職員（2の(1)の③に該当する者を除く。）
- ③ 高知県内の市町村（学校組合）教育委員会の事務局若しくは教育機関又は独立行政法人等に勤務する職員のうち「高知県公立学校管理職等任用候補者特別選考審査取扱要項」で定める対象者
- ④ 高知県内の市町村（学校組合）職員のうち、2の(1)の②に掲げる者と同等の職歴を有すると高知県教育長が認める者
- ⑤ 高知県教育委員会の事務局若しくは教育機関、高知県の本庁若しくは出先機関又は高知県知事の所管する団体に勤務する者（高知県教育長が教頭に相当すると認める職に令和6年3月末で通算して2年以上在職する者を除く。）

(2) 要件

- ① 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の普通免許状を有する者であつて、令和7年3月末で小・中学校若しくは県立学校の、次のアからオまでに掲げる職（次の②において「教育に関する職」という。）のいずれかに5年以上在るもの又はそれらの職に通算して5年以上在るもの

ア 指導教諭又は教諭若しくは講師（常勤勤務の者に限り、臨時的任用職員を除く。）

- イ 養護教諭又は栄養教諭
 - ウ 事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。）
 - エ 実習助手又は寄宿舎指導員
 - オ 学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）
- ② 小・中学校若しくは県立学校の教育に関する職に10年以上在る者又はそれらの職を通算して10年以上在る者

4 推薦の方法

(1) 推薦書

推薦書の様式は、別紙を基本としますが、必要事項（次の①～③）が記載されていれば、推薦者が独自に作成したものによることも可能です。

なお、必要事項の記載がない推薦書は、無効とします。

- ① 教頭の志願者として推薦される者(被推薦者)の「所属（学校名等）」、「職名」、「氏名」
- ② 推薦の理由（児童・生徒に対する指導面、保護者や地域の方との接し方などにおいて、教頭候補者として適任と判断する理由）
- ③ 推薦者本人の「氏名」、「年齢」、「住所」、「電話番号」、「推薦意思の確認電話に出られる時間帯（土、日、祝を除く、月曜日～金曜日の8時30分～12時00分、及び13時00分～17時15分の間から時間帯を記載してください。）」

(2) 提出方法

推薦書は、郵送又はメールで提出してください。

- ① 提出期限： **令和6年7月17日（水）必着**
- ② 提出先： 〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当
メールアドレス：310601@ken.pref.kochi.lg.jp

5 推薦書を受け付けた後の流れ

- (1) 高知県教育委員会は、推薦者に対し、電話により推薦意思の確認を行います。
教職員・福利課の電話番号（088-821-4903）から着信があった場合は、ご対応ください。
※推薦意思の確認が得られない場合には、その推薦は無効となります。
- (2) 推薦者による推薦意思が確認できた被推薦者については、高知県教育委員会が審査の対象者としての要件を満たしているかどうかを確認したうえで、選考審査の受審を勧めます。
- (3) 選考審査の受審意思がある被推薦者には、出願手続（選考審査願書、課題論文の提出）を求めます。
- (4) 出願後は、他の志願者と同じ手続により受審することになります。

6 その他

この要領は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課、各教育事務所、県内の各市町村(学校組合)教育委員会、各県立学校で希望者に配付します。

また、高知県教育委員会事務局教職員・福利課のホームページからダウンロードすることもできます。

(ホームページアドレス： <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kanrisyokuninyou/>)